

## 豊見城市公害防止条例による指定施設(騒音)

項	用途区分	施設名	規模又は能力
1	金属製品加工の用に供するもの	(ア) 高速切断機(カットグラインダーを含む。)	すべてのもの
		(イ) 研磨機(湿式及び工具用を除く。)	すべてのもの
		(ウ) シャーリングマシン(せん断機)	原動機の定格出力が1.5kw以上3.75kw未満のもの
		(エ) 平削盤	すべてのもの
		(オ) 型削盤	すべてのもの
		(カ) 自動ヤスリ目立機	すべてのもの
2	工場又は事業場に設置されているもの	(ア) 圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が2.25kw以上7.5kw未満のもの
		(イ) クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75kw以上のもの
		(ウ) ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(定着式のものに限る。)	原動機の定格出力が0.75kw以上のもの
		(エ) 集じん装置	すべてのもの
3	土石又は鉱物の粉碎及びふるい分けの用に供するもの	(ア) 破碎機	原動機の定格出力が7.5kw未満のもの
		(イ) 摩砕機	原動機の定格出力が7.5kw未満のもの
		(ウ) ふるい分機	原動機の定格出力が7.5kw未満のもの
		(エ) 分級機	原動機の定格出力が7.5kw未満のもの
4	建設用資材の製造の用に供するもの	(ア) コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 未満のもの
		(イ) アスファルトプラント	混練機の混練容量が200kg未満のもの
5	木材の加工の用に供するもの	(ア) 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上15kw未満のもの 木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上2.25kw未満のもの
		(イ) 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上15kw未満のもの 木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上2.25kw未満のもの
		(ウ) かな盤	原動機の定格出力が0.75kw以上2.25kw未満のもの